

**独立行政法人労働者健康福祉機構が実施する
事業場に対するストレスチェック制度導入のための支援**

1 ストレスチェック制度サポートダイヤル

産業医、保健師等のストレスチェック実施者や事業者、衛生管理者等のストレスチェック制度担当者等からの、ストレスチェック制度に係る実施方法、職場環境の改善、不利益な取扱いなどの専門的な相談に応じ、解決方法等を助言する電話相談窓口を開設します。

(1) 電話番号

全国統一ナビダイヤル 0570-031050

(2) 開設時間

平日10時～17時（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く）

2 事業場におけるストレスチェック制度の実施のための研修・セミナー

全国に設置している47の産業保健総合支援センターで、次の3種類の研修・セミナーを随時開催します。

① 産業医、保健師等のストレスチェック実施者向けのストレスチェック制度の実施に関する研修

② 事業者・衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者等のストレスチェック制度担当者向けの不利益取扱い等に関する研修

③ 事業者に対するストレスチェック制度の趣旨・概要等に関する啓発セミナー
具体的なスケジュール等は、各産業保健総合支援センターのホームページ等でご確認ください。

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3 事業場へのストレスチェック制度の導入等に対する個別訪問支援

メンタルヘルス対策の専門家が事業場を個別に訪問し、メンタルヘルス対策の一環として、ストレスチェック制度の導入に関する事業場の状況にあった具体的な支援を実施します。

4 ストレスチェック実施促進のための助成金

同一都道府県に所在する、複数（2～10）の従業員50人未満の事業場が、合同でストレスチェックを実施し、また、合同で選任した産業医がストレスチェック後の面接指導等を実施する場合に、費用の助成を受けられる制度です。

<助成金額>

(1) ストレスチェック（年1回）を行った場合、

1労働者につき500円を上限として、その実費額を支給

(2) ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合、

1事業場あたり産業医1回の活動につき21,500円を上限として、その実費額を支給（1事業場につき年3回を限度）